

令和2年3月11日
14:00
相模原市発表資料

テレワーク(在宅勤務)を本格導入します

新型コロナウイルスの感染拡大、大規模災害等、不測の事態が生じた場合においても、業務の継続性を確保し、市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、市職員の働き方改革を推進するため、テレワーク(在宅勤務)を導入することとしますので、お知らせします。

1 対象者

在宅勤務を希望する職員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 職員としての在職期間が1年以上であって、在宅勤務を実施することについて所属長が認める者
- (2) 育児、介護、障害の有無等の理由により、在宅勤務を実施することについて所属長が認める者

2 開始日(在宅勤務用パソコンの貸出開始日)

令和2年3月13日(金)

3 在宅勤務用パソコンの貸出可能台数

50台

4 在宅勤務用パソコンについて

庁舎外から庁内ネットワークに接続することのできるパソコンを利用することで、職場に出勤した場合と同等の環境で業務に従事することが可能となります。

5 その他の取組

上記の他、本庁舎、緑区合同庁舎及び南区合同庁舎にサテライトオフィスを設置し、職員が出張時等に利用できる環境を整備しています。

問合せ先
職員課
電話 042-769-9236 (直通)
対応責任者 大田 康雄